

平成26年6月26日開催

第 25 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第25回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年6月26日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町福祉センター 2階大集会室

3. 出席委員 15 人 (欠席委員9名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	出
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	欠
3	番	渡	辺		隆	欠	1	5	番	前	川	達	哉	欠
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薫	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	欠	1	8	番	中	道	雅	則	欠
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	欠
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	欠
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	久	出
10	番	水	上	隆	敏	欠	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田		猛	欠	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田 孝 義

主 幹 二本柳 浩 一

主 査 神谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局	ただ今から第25回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。
会長	挨拶
事務局	本日、3番渡辺隆委員・6番藤原俊哉委員・10番水上隆敏委員・12番岡田猛委員・14番橋本孝博委員・15番前川達哉委員・18番中道雅則委員・19番吉田邦博委員・20番前谷武志委員より、欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中15名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長	それでは、議事録署名委員は、5番白井康博委員、7番土居正広委員をお願いいたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番から4番までの議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【報告第1号1番から4番を議案書をもとに朗読】
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に報告第2号、現況確認についてを、議題といたします。 事務局より報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。 議案書をもとに説明します。 【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、農地台帳の現況が畑となっておりますが、申請人より、十数年前から作業道路等の雑種地として利用されていたため、農地台帳登録のため願出がありました。 公簿地目も雑種地となっており、農業振興地域の農用地区域外の土地であります。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、農地・採草放牧地以外の雑種地で妥当との意見をいただいております。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9番	報告第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第2号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。議案書をもとに説明します。 【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。 【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 なお、本案件は所有権移転の売買で、売買金額は総額●●●●円、反当たり約●●●●円で申請されています。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長	次に事務局より議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
	【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
7番	議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に事務局より議案第1号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
	【議案第1号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
21番	議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号4番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、経営規模拡大のため牛舎を新築するもので、放牧地に近接しており営農管理上最適地であると判断し選定されています。申請地は主に牧草地であります。営農に支障がないよう配慮されています。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えられます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定いたします。

議長 議案第3号4番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。
(●●番●●委員 退室)

議長 次に事務局より議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

1番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定いたします。

議長 それでは、●●番●●委員の入室を認めます。
(●●番●●委員 入室)

議長	次に事務局より議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
17番	議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号5番の集積計画について決定いたします。
議長	次に議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第4号申請順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については、変更3件です。議案書をもとに説明します。 【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位1番ですが、計画地が200㎡を超える案件のため、議案第2号で審議いただきました農地法第5条転用の農業用施設の建設で転用申請もされております。事業計画地が農業振興地域内の農用地区域内のため、用途の変更手続きが必要となり、町より意見を求められているものです。 計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、家畜の増加のため牛舎を新築するにあたり、家畜の営農管理上、最適地が選定されております。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第4号申請順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位2番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、軽種馬の営農管理上、通年夜間放牧をするためにも軽種馬の休憩場所が必要となることから、その休憩小屋を建設するにあたり、計画地はその最適地として選定されています。
なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見いたします。

議長 議案第4号3番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますが、本日欠席されていますので、審議を続けます。

議長 それでは、議案第4号申請順位3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位3番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、軽種馬の営農管理上、ウォーキングマシン及び厩舎が必要となることから、その農業用施設を建設するにあたり、計画地はその最適地として選定されています。
なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見いたします。

議長	次に議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。 事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については、 2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、●●株式会社の●●施設と宅地に挟まれた狭隘な農地であります。この度、 ●●施設の増設を計画しており、既存の●●施設に隣接して計画するため、非農地証明 の願いが出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、 非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
21番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしい ですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、宅地に囲まれた農用地区域外の狭隘な農地であります。この度、土地所有者が この土地の処分を希望しており、非農地証明の願出がされたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、 非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
13番	議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしい ですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第25回総会を閉会
いたします。

(終了時刻 午前10時43分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成26年6月26日(議事録調整日 平成26年7月3日)

新ひだか町農業委員会会長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩